

大治町議会議員・愛知県議会議員 一般選挙

大治町議会議員 4月26日(日)

大治の 明日を築く この一票

- 投票時間 午前7時～午後8時
- 告示日 4月21日(火)
- 期日前投票
期間 4月22日(水)～25日(土)
※期間中は、土曜日でも投票できます。
- と き 毎日 午前8時30分～午後8時
- と ころ 役場 3階 第3会議室
- 立候補予定者説明会
と き 3月30日(月)午後2時～
- と ころ 役場 3階 大会議室
- 立候補届出受付
と き 4月21日(火)午前8時30分～午後5時
- と ころ 役場 3階 大会議室

●投票できる方

本町で投票できる方は、次の要件を備え、平成27年4月20日現在で調製する選挙人名簿に登録されている方です。ただし、町外へ転出された場合は、選挙人名簿に登録されていても投票することはできません。

- ・平成27年4月26日(選挙期日) 現在で満20歳以上の方(平成7年4月27日以前に生まれた方)
- ・平成27年1月20日以前に本町に転入届をし、引き続き3カ月以上大治町の住民基本台帳に登録されている方

●転入・転出された方

平成27年1月21日以後に本町へ転入された方は、投票できません。また、選挙人名簿に登録されている方でも、投票する前に町外へ転出した方は投票できません。

●選挙人名簿の縦覧

- と き 4月21日(火) 午前8時30分～午後5時
- と ころ 役場 総務課

●開票

4月26日(日) 午後9時～ 役場 3階 大会議室

大治町選挙管理委員会のホームページで、投票・開票速報をご覧になれます。



愛知県議会議員 4月12日(日)

県政に 思いよ 届け この一票

- 投票時間 午前7時～午後8時
- 告示日 4月3日(金)
- 期日前投票
期間 4月4日(土)～11日(土)
※期間中は土曜日・日曜日でも投票できます。
- と き 毎日 午前8時30分～午後8時
- と ころ 役場 3階 第3会議室

みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に



●投票できる方

本町で投票できる方は、次の要件を備え、平成27年4月2日現在で調製する選挙人名簿に登録されている方です。ただし、県外へ転出された場合は、選挙人名簿に登録されていても投票することはできません。

- ・平成27年4月12日(選挙期日) 現在で満20歳以上の方(平成7年4月13日以前に生まれた方)
- ・平成27年1月2日以前に本町に転入届をし、引き続き3カ月以上大治町の住民基本台帳に登録されている方

●転入・転出された方

愛知県外へ転出された方は、投票することはできません。

平成27年1月3日以後に愛知県内の他市町村から本町へ転入された方は前住所地の市町村で、同日以後に本町から県内の他市町村へ転出された方は本町で投票を行うこととなります。ただし、いずれの場合も、転出先の市町村からさらに他市町村へ転出した場合は、投票することができません。

また、投票する際には、「引き続き愛知県の区域内に住所を有する旨の証明書」を提示する必要がありますので、投票の前にあらかじめ住民課(他市町村の場合、窓口は市民課等)で交付を受けておいてください。(期日前投票や不在者投票をする場合においても同様に、この証明書が必要となります。)

●選挙人名簿の縦覧

- と き 4月3日(金) 午前8時30分～午後5時
- と ころ 役場 総務課

●開票

4月12日(日) 午後9時～ 役場 3階 大会議室

投票の方法

投票は、選挙期日に自分の属する投票区の投票所に行つて投票をしてください。

なお、投票にお出掛けの際は、ご自分の投票所入場券を持参してください。投票所入場券がなくても投票することはできませんが、持参していただくことと手続きが早く済みませう。

投票所案内

あなたの投票所は、選挙期日前に送付される投票所入場券に記載されていますので、よくお確かめのこととお出掛けください。

投票上の注意

投票は、投票用紙に候補者一人の氏名を記入してください。投票用紙に他事を記入すると、無効票になる場合があります。

投票所入場券

投票所入場券は、一人につき1枚のはがきで発送します。そのため、同一世帯の方でも別々に届くことがあります。

万一、投票所入場券が届かなかつたり、紛失した場合は、投票所で係員にお申し出ください。投票所入場券がなくとも、選挙権があり選挙人名簿に登録されている方は投票することができません。

期日前投票

選挙期日に仕事、旅行等で投票所に行けない方には、期日前投票制度があります。期日前投票を行う場合は、投票所入場券の裏面の宣誓書を記入したうえでお持ちいただくこと、手続きが早く済みませう。

期間 愛知県議会議員選挙 4月4日(土)～11日(土)

大治町議会議員選挙 4月22日(水)～25日(土)

とき 午前8時30分～午後8時

ところ 役場3階 第3会議室

代理投票・点字投票

心身の故障その他の事由により、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができない方のために代理投票が認められています。代理投票は2人の投票補助者が決められ、そのうち一人が選挙人の指示に従つて記入をし、もう一人が指示どおりかどうか確認します。なお、投票の秘密は固く守られます。

また、目の不自由な方については、点字による投票をすることがあります。投票所には備え付けの点字器があります。

代理投票および点字投票のいずれの場合も、投票所の係員にその旨をお申し出ください。

なお、代理投票および点字投票は、期日前投票所においても行うことができません。

不在者投票

都道府県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホーム等に入院・入所されている方や、長期出張等により本町以外の市町村において投票を希望される方は不在者投票をすることができません。入院・入所先の病院長(管理者)等または本町選挙管理委員会にお申し出ください。

郵便等による不在者投票

この制度を利用できる方は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方で障害の程度が下表に該当する方、あるいは介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方です。

この郵便等による不在者投票は、あらかじめ本町選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、その証明書を添付して選挙期日の4日前までに投票用紙等の請求をしなければなりませんので、この制度を利用しようとする方は、お早めに本町選挙管理委員会にお申し出ください。

なお、郵便等による不在者投票における代理記載制度もありません。郵便等による不在者投票関連の申請書等の様式は、本町選挙管理委員会のホームページからダウンロードすることができます。

手帳区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
障害名		
両下肢、体幹	1級または2級	特別項症～第2項症
移動機能	1級または2級	
心臓、じん臓、呼吸器、直腸、小腸、ぼうこう	1級または3級	特別項症～第3項症
免疫	1級～3級	
肝臓	1級～3級	1級～3級
区分	介護保険被保険者証	
要介護状態区分	要介護5	

問合せ先

大治町選挙管理委員会
(役場総務課)

〒490-1192

愛知県海部郡大治町

大字馬島字大門西1番地の1

☎(444)2711

✉ somuka@town.oharu.lg.jp

🌐 http://www.town.oharu.

aichi.jp/gyosei/senkyo.html

ロータリーがご協力しています。